

阿久根市告示第107号

阿久根市飲食店店舗改装費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年8月18日

阿久根市長 西平良将

阿久根市飲食店店舗改装費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「食のまち阿久根」の魅力を引き出し、より多くの阿久根ファンを獲得するため、市内で飲食業を営む事業者であって、店舗の改装又は接客の向上を通じた市内飲食店の資質を高める取組を行うものに対し、予算の範囲内において、阿久根市飲食店店舗改装費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飲食業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類M一宿泊業，飲食サービス業のうち中分類76一飲食店に該当する事業をいう。ただし，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号に規定するものを除く。

(2) 店舗 市内に存する飲食等の用に供するための施設であって，次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受け，飲食スペースを有し年間を通じ営業していること。ただし，コンビニエンスストア，カラオケボックス業を除く。

イ 賃貸による使用者がある場合（予定を含む。）は、賃貸契約が締結されたものであること。

(3) 所有者 店舗に係る所有権を有する者をいう。

(4) 使用者 店舗を賃貸により使用する法人又は個人事業者をいう。  
（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助金の交付対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）を行う店舗の所有者又は使用者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象工事等について、この要綱その他の制度による助成を受けていない者

(2) 補助対象工事等の完了日から起算して3年間、店舗の転売及び処分を行わない者

(3) 補助対象工事等の実施に当たっては、市内に主たる事業所、若しくは営業所を有し、かつ、建設業許可を受けている施工業者を利用する者

(4) 市税等を滞納していない者

(5) 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有していない者

（補助対象工事等）

第4条 補助対象工事等は、次に掲げるものとする。

(1) 外壁の張替え、塗装、補修又は補強

(2) 壁、床及び天井の張替え、補修又は補強

(3) トイレの改装（便器の取替えを含む。）

(4) 看板及び暖簾の取替え又は補修

(5) 従業員の制服の購入

(6) その他市長が特に必要と認めるもの

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象工事等に要する経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は1回限りとし、1補助対象者につき1店舗とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象工事等の着手前に阿久根市飲食店店舗改装費等補助金交付申請書(別記第1号様式)に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、阿久根市飲食店店舗改装費等補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助対象工事等の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助対象工事等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ阿久根市飲食店店舗改装費等補助金事業計画変更承認申請書(別記第3号様式)に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助対象工事等の変更の承認申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定額に変更が生じる場合は、阿久根市飲食店店舗改装費等補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助対象工事等が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、阿久根市飲食店店舗改装費等実績報告書(別記第5号様式)に、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、阿久根市飲食店店舗改装費等補助金交付確定通知書(別記第 6 号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 1 2 条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

(調査等)

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し又は返還)

第 1 4 条 市長は、補助対象者が、補助金交付の条件に違反したとき、又は偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表第1（第6条関係）

補助対象工事等	必要書類
外壁の張替え，塗装，補修又は補強	(1) 見積書（内訳明細のついたもの） (2) 工事箇所及び内容のわかる図面等 (3) 店舗全体及び工事箇所の写真 (4) 店舗改装の承諾書（借家等の場合） (5) 営業許可証 (6) 市税の滞納がない証明書 (7) その他市長が必要と認める書類
壁，床及び天井の張替え，補修又は補強	
トイレの改装（便器の取替えを含む。）	
看板及び暖簾の取替え又は補修	(1) 商品カタログ及び見積書 (2) 営業許可証 (3) 市税の滞納がない証明書 (4) その他市長が必要と認める書類
従業員の制服の購入	
その他市長が特に必要と認めるもの	

別表第2（第8条関係）

補助対象工事等	必要書類
外壁の張替え，塗装，補修又は補強	(1) 変更後の工事見積書（内訳明細のついたもの） (2) 変更工事箇所及び内容のわかる図面等 (3) 変更後の工事予定箇所の写真 (4) その他市長が必要と認める書類
壁，床及び天井の張替え，補修又は補強	
トイレの改装（便器の取替えを含む。）	

別表第3（第10条関係）

補助対象工事等	必要書類
外壁の張替え，塗装，補修又は補強	(1) 施工業者の発行する工事完了証明書 (2) 工事完了後の建物全体及び施工箇所の写真 (3) 領収書の写し（内訳明細のついたもの）
壁，床及び天井の張替え，補修又は補強	
トイレの改装（便器の取替えを含む。）	
看板及び暖簾の取替え又は補修	(1) 商品写真 (2) 領収書の写し（内訳明細のついたもの） (3) 市長が必要と認める書類
従業員の制服の購入	
その他市長が特に必要と認めるもの	(1) 補助対象工事等の実施状況がわかる写真その他の書類 (2) 領収書の写し（内訳明細のついたもの） (3) 市長が必要と認める書類